

税のお知らせ

自動車税種別割のお知らせ
住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引越して住所が変わった時などは、運輸支局で変更登録をしてください。
次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和4年度の自動車税納税通知書を確認にお届けするために、3月中旬に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは：
札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種

別割の住所変更手続きが可能です。

別割の住所変更手続きが可能です。

■お問い合わせ
札幌道税事務所自動車税部
☎011-746-1190
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

税のお知らせ

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長について

令和3年度税制改正により、四輪車等のグリーン化特例（軽課）の特例措置が延長されました。

これにより、四輪車等の軽自動車のうち、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新車登録（初度検査）した一定の性能を有する軽四輪等について、（対象車両は下記（ア）～（ウ）で対象になる場合は自動車車検証に記載されています）、取得した年度の翌年度に限り、その排出ガス性能及び燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）が適用されます。

- （ア）電気・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合または、平成21年排出ガス規制N0x10%以上低減）
 - （イ）乗用営業用：令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成車
 - （ウ）乗用営業用：令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成車
- ※ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減又は、平成17年排出ガス基準75%達成車（★★★★）に限ります。

車種区分				グリーン化特例（軽減後税額）		
				（ア）75%軽減	（イ）50%軽減	（ウ）25%軽減
軽自動車	三輪			1,000円	対象外	対象外
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円	対象外	対象外
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	自家用	1,300円	対象外	対象外
			営業用	1,000円	対象外	対象外

■軽自動車の登録・名義変更・住所変更・廃車などの窓口

車種	窓口
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	下川町役場 税務住民課 電話 01655-4-2511(内線115)
軽自動車（軽二輪自動車を除く）	全国軽自動車協会連合会旭川事務所 電話 0166-53-7300
軽二輪（125cc～250cc以下）	旭川運輸支局 電話 050-5540-2003
二輪の小型自動車（250cc超）	旭川地方自家用自動車協会 電話 0166-51-1221

■お問い合わせ
税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511-1103
☆4-2511-03